

綾瀬市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市国民健康保険事務取扱規則（昭和58年綾瀬市規則第25号。以下「規則」という。）第14条第2項に規定する「被保険者等が、医療機関等での受取代理制度の利用を希望する場合」に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「出産育児一時金の受取代理制度（以下「受取代理制度」という。）」とは、出産予定の被保険者の属する世帯の世帯主が、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金を事前に申請し、医療機関等が世帯主に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金を受け取ることにより、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るための制度をいう。

(対象者)

第3条 平成23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する見込みのある世帯主（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。）であって、出産予定日まで二か月以内の被保険者（以下「出産予定者」という。）の属する世帯の世帯主とする。

(申請手続き等)

第4条 受取代理制度を利用しようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、受取代理専用のお産育児一時金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、次の書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 出産予定者の国民健康保険被保険者証
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、受取代理制度の対象医療機関等

及び申請対象者であることを確認する。

- 3 市長は、申請書の受付後、受取代理人である医療機関等に対し、受取代理制度を利用した出産育児一時金の申請を受け付けたことを連絡するため、受取代理申請受付通知書（第2号様式。以下「受付通知書」という。）を通知し、併せて受付通知書の写しを申請者に送付する。

（支払）

第5条 受取代理人は、出産予定者の出産後、出産費用請求報告書（第3号様式）に必要な事項を記載し、出産費用の請求書の写し及び出生の事実を証明する書類の写しを添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、出産育児一時金の支給を決定し、その支払いは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 出産に伴う費用の額が42万円以上である場合には、出産育児一時金の全額を受取代理額として決定し、受取代理人の所定口座へ振り込む。
- (2) 出産に伴う費用の額が42万円未満である場合には、出産に伴う費用の額を受取代理額として決定し、記載されている額を受取代理人の所定口座へ振り込み、当該受取代理額と42万円との差額については、申請者に支払うものとする。

（受取代理申請の取下げ）

第6条 申請者が、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合など、受取代理申請を取り下げるときは、出産育児一時金受取代理申請取下書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。また、新たに出産することとなった医療機関等において受取代理制度を利用する場合には、申請者は、改めて申請書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取下げを受けたときは、受取代理人である医療機関等に対し、その旨を連絡するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、平成23年1月31日付け保発第0131第4号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」で示された「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱に準じて別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

